規定

一、醵出豫定金額　金三萬五千圓也

一、應募期限　大正六年八月より翌七年六月末日まで

一、各會員の醵出金額には制限無く月賦の向は必ず十ケ月以内に納入の事

一、醵出方法　任意提供（所屬支部實行委員まで）

一、實行委員は會員の申込額を取纏めて成るべく早く本部内建築委員まで報告の事

一、支部に於ては直に總會又は幹部會を開き醵出の方法に付き協議決定し其要項を本部内建築委員まで報告の事

一、實行委員は各支部の支部長又は幹事長之に當る

一、建築委員に付ては市内及附近在住者に限り實行委員中より選舉する事但し手續ノ煩雜を避くる爲め會長の指名に委任すべきかを直に申告の事

一、前項の建築委員は十名内外の事　但し本部員數名を加ふる事

一、建築着手及建築地選定は建築委員に任の事

一、醵出者の人名及其醵出金額は永久に記錄に止むる事

一、醵金の管理は本會會長の監督の下に會計部長之に當る

一、實行委員の手許に集まりたる醵金は直ちに本部へ送金する事

一、本部に集まりたる醵金は直ちに東京府農工銀行へ預金する事

一、醵金は本部に到着を待つて毎月『勞働及産業』雜誌に公表す

本部員建築委員　主事　板倉定四郎
會計部長　酒井鑑作
實行委員中より選舉する建築委員は各支部の申告を待つて會長之を決定すべし

金額　即納又ハ月賦別　住所氏名　印